

# 京都教育大学単位の登録及び試験に関する規程

平成16年 4月 1日 制 定

平成27年11月18日 最終改正

## 第1章 単位登録

**第1条** 学生は毎学期初めの定められた期日までに、単位を得ようとする授業科目について登録を行わなければならない。

2 前項において学生が登録できる授業科目の単位数の合計は、原則として教育学部は各学期26単位までとする。

3 前項に規定する学生が登録できる単位数については、取扱要項を別に定める。

**第2条** 登録を行う場合には、指導教員に将来の学修上の希望を述べて、指導を受け、その承認を得なければならない。

**第3条** 特別の理由により、期日以後に全部又は一部授業科目の登録を行う場合及び登録を取り消そうとする場合には、指導教員の認印のある願書を提出しなければならない。

**第4条** 登録した授業科目の授業において、理由なく欠席を重ねるときは、登録を放棄したものと認めることができる。

**第5条** 学生は、登録していない授業科目を、その授業科目担当教員の許可を得て臨時に聴講することができる。

2 前項により、学生が聴講した授業科目の単位は、認定しない。

## 第2章 単位認定

**第6条** 登録した授業科目については、各授業科目の終了するときに、終末試験（論文、報告、制作等を含む。）を行うほか、平常の学習中に課題の報告を求め、あるいは中間試験を行うことがある。

**第7条** 授業科目の単位認定は、終末試験成績と平常の課題成績（中間試験を含む。）及び学習状況によって判定する。ただし、実験、実習、実技を主とする授業科目は、試験を行わず、平常の成績のみによって判定することがある。

2 学則第35条第三号、第四号、及び第五号の規定により除籍された者の、その理由となった期間に履修した授業科目の単位は認定しない。

**第8条** 試験期間中に行う終末試験及び中間試験を、次の各号の一に該当する理由により受けることができなかつた者に対して、追試験を行うことができる。

- 一 負傷又は疾病による場合
- 二 天災その他非常災害による場合
- 三 交通機関の突発事故による場合
- 四 三親等内の親族の死亡による忌引の場合

2 前項の追試験を受けようとする者は、試験期間終了後1週間以内に、追試験願（医師の診断書又は災害証明書等を添付すること。）を提出し、教務委員会の承認を得なければならない。

3 第1項に規定する理由以外の理由により、追試験を受けようとする者は、事前に追試験願（理由を証明する書類等を添付すること。）を提出し、教務委員会の承認を得なければならない。

**第9条** 卒業論文（演奏、制作を含む。）については、最終年度の定められた期日までに、その題目について届出をしなければならない。

2 卒業論文は最終年度における指導教員の指定した期日までに、提出しなければならない。

3 卒業論文については、審査及び試問を行って、その成績を判定する。

**第10条** 授業科目の成績は、100点満点とする点数をもって表し、60点以上を合格とする。

2 学生には、90点以上を「秀」、80点から89点を「優」、70点から79点を「良」、60点から69点を「可」、59点以下を「不可」とする評語をもって示す。

**第11条** 教授会が特に承認した授業科目の成績に限り、単に合否をもって表すことができる。

**第12条** 教育実習の成績は、秀、優、良、可、不可の評語をもって表し、可以上を合格とする。

#### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第1条第2項に定める履修登録単位数の制限は、平成14年度以前入学生には適用しない。

#### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 第10条第2項及び第12条の規定は、平成21年度入学生より適用し、平成20年度以前入学生については、なお従前の例による。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条第2項の規定は、平成28年度入学生より適用し、平成27年度以前入学生（同年次の編入学生及び再入学生を含む）については、なお従前の例による。